

# 鶴岡市 *Tsuruoka city ecological plan* 環境基本計画【概要版】



輝  
く  
い  
の  
ち  
を

未来につなぐまち つるおか

第3回大山上池・下池写真コンテスト入選作「糸トンボ」

平成24年3月



鶴岡市

# 1 計画の基本的な考え方

## 計画策定の背景と目的



鶴岡市は、平成17年10月の市町村合併により6つの地域から構成され、東西43km、南北56kmにおよび、東北の市町村の中で最大の1,311.51 km<sup>2</sup>の面積を有しています。

また本市は、海、山、川及び平野が織りなす美しい自然と先人たちのたゆまぬ努力により、水と緑があふれる潤いのあるまちとして、また、歴史と文化の薫り高いまちとして発展してきました。

しかしながら、近年、人間の生活や生産活動からの環境負荷が、自然の浄化能力や復元能力以上に増大し、地球温暖化や環

境汚染に拍車をかけ、全ての生命の生存基盤である地球環境への影響がより一層深刻なものとなってきています。

私たちは、健康で文化的な生活を営むうえで、健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受する権利を有しています。同時に、その環境を良好な状態で将来の世代に引き継いでいくことも重要な責務です。



月山を背景にした鶴岡の市街地

そのため、旧鶴岡市では、平成15年3月に「鶴岡市環境基本計画」を策定し、具体的な取組みを進めてきましたが、平成17年10月に1市4町1村が合併し新鶴岡市が誕生したことから、新しい枠組みでの環境基本計画の策定が求められてきました。

このような背景を踏まえ、新しい「鶴岡市環境基本計画」を策定いたしました。

### 【環境基本計画とは】

- ・ 鶴岡市環境基本計画は、環境の保全と創造に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。
- ・ 計画の期間は、平成24年度から平成33年度までの10年間とします。なお、環境を取り巻く社会情勢の変化に適切かつ迅速に対応できるよう、必要に応じて見直しを行います。
- ・ 計画の対象地域は、鶴岡市全域とします。

## 2 計画の目指すもの

### 望ましい環境像

鶴岡市環境基本条例の基本理念の実現に向け、本市の望ましい環境像を次のように定めます。

# 「輝くいのちを 未来につなぐまち つるおか」

### 基本目標

環境基本条例の基本理念及び基本方針を踏まえ、望ましい環境像を実現するための基本目標を次のように定めます。

#### 基本目標 1

環境負荷の低減に努め、地球環境の保全に取り組むまち

地球規模の環境問題を自らの問題としてとらえ、できることから環境負荷の低減に努めます。

#### 基本目標 2

社会経済システムを見直し、持続可能な循環型社会を目指すまち

社会活動から生じる環境負荷を、自然の浄化能力範囲内に抑えることで、持続可能な社会を目指します。

#### 基本目標 3

恵み豊かな自然をいつくしみ、人と自然が共生するまち

多様な生態系が維持され、人と自然が触れ合いを保ちながら、共生できるまちを目指します。

#### 基本目標 4

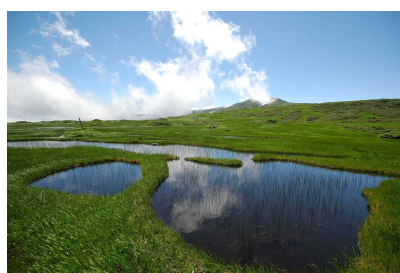
快適な生活環境を維持し、将来世代に継承できるまち

豊かな環境の恵沢を享受できるよう、快適な生活環境を将来世代に継承できるまちを目指します。

#### 基本目標 5

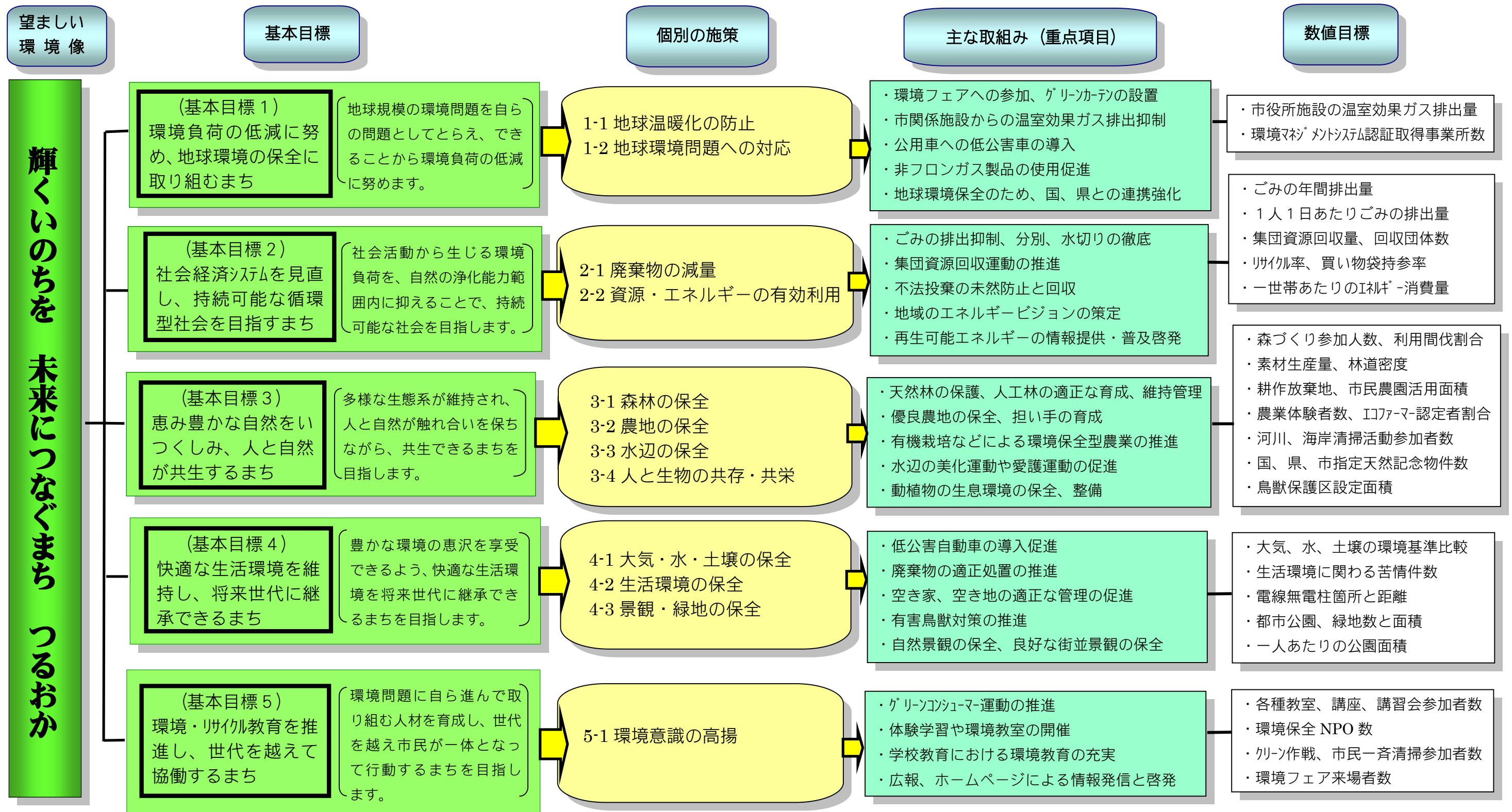
環境・リサイクル教育を推進し、世代を越えて協働するまち

環境問題に自ら進んで取り組む人材を育成し、世代を越え市民が一体となって行動するまちを目指します。



### 3 具体的な取組み

望ましい環境像を実現するため、5つの基本目標を定めそれを具現化する12の個別の施策ごとに、各主体（市民、事業者、市）の主な取組みを示します。この中で、他の取組みを先導していくとともに連動させることが期待されるものを重点項目と位置づけています。また、個別の施策ごとの取組みや進捗状況を把握するため、数値目標を設定しています。



## 4 市民の取組み

個別の施策の中で、具体的な取組みとして身近な行動例を示します。日々の生活の中で、家族みんなが取り組むよう心がけましょう。

No.	個別の施策	主な取組み（抜粋）
1	1-1 地球温暖化の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グリーンカーテンの設置に協力します。</li> <li>・家電製品を買い換える際は、省エネ効果の高い製品にするよう努めます。</li> <li>・自動車を運転する際は、エコドライブに心がけます。</li> </ul>
2	1-2 地球環境問題への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地球環境問題への関心を高めます。</li> <li>・非フロンガス製品の使用に努めます。</li> <li>・国、県、市が行う地球環境のための取組みに協力します。</li> </ul>
3	2-1 廃棄物の減量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの分け方・出し方は、決められたルールを守ります。</li> <li>・マイバッグ等を持ち歩き、ノーレジ袋に協力します。</li> <li>・店頭での資源回収や地域の集団資源回収を活用し、ごみの減量に努めます。</li> </ul>
4	2-2 資源・エネルギーの有効利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冷房・暖房は適切な温度に設定し、節電・省エネに努めます。</li> <li>・省エネ型家電製品の購入・買い替えに努めます。</li> <li>・再生可能エネルギーの積極的な活用を努めます。</li> </ul>
5	3-1 森林の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアによる森づくりに協力します。</li> <li>・地元産材の利用に協力します。</li> <li>・森林浴や散策、レクリエーションや自然学習の場として、森林を活用します。</li> </ul>
6	3-2 農地の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業体験（グリーンツーリズム等）への参加、協力に努めます。</li> <li>・市民農園などを積極的に利用します。</li> <li>・米、野菜など安全な地場産食材の購入、使用に努めます。</li> </ul>
7	3-3 水辺の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川・湖沼にごみは捨てません。</li> <li>・水辺の美化運動や愛護運動に協力します。</li> <li>・海岸でのごみ拾いなど、海岸の美化運動、愛護運動に協力します。</li> </ul>
8	3-4 人と生物の共存・共栄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・希少な野生動植物の採取や外来種のリリースはしません。</li> <li>・身近な生物の生息環境の保全に協力します。</li> <li>・多様な生態系を育てている自然環境を、将来世代へ継承することに協力します。</li> </ul>
9	4-1 大気・水・土壌の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・野焼きや不適正焼却炉の使用はしません。</li> <li>・油流出事故防止に努めます。</li> <li>・除草剤などを使用する際は、必要最低限の使用に努めます。</li> </ul>
10	4-2 生活環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カラオケや楽器演奏などの際は、近隣の迷惑にならないように努めます。</li> <li>・廃棄物は適正に処理します。</li> <li>・空き家、空き地等の適正な管理に努めます。</li> </ul>
11	4-3 景観・緑地の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸、田園、山並、河川などの自然景観の保全に努めます。</li> <li>・良好な街並み形成のため、地区計画やまちづくり協定に協力します。</li> <li>・街中における良好な緑地として、寺社林、屋敷林、個人庭園等の保全に努めます。</li> </ul>
12	5-1 環境意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クリーン作戦や美化運動など、町内会・自治会や環境保全団体による環境保全活動へ参加するよう努めます。</li> <li>・環境問題について、家族や周囲の人と話し合うよう努めます。</li> <li>・環境に関するシンポジウムやイベントなどへ、参加・協力するよう努めます。</li> </ul>

## 5 事業者の取組み

### 全業種共通

- 各事業者は、事業種別に関わらず次のような環境保全のための取組みを積極的に行います。
- ・事業所敷地の緑化やグリーンカーテンの設置を、積極的に推進します。
  - ・事業活動の全ての段階において、節電、節水、省資源、省エネに努めます。
  - ・物品の調達にあたっては、クリーン購入を基本とします。
  - ・環境に優しい製品の導入に努めます。
  - ・低公害自動車の導入に努めます。
  - ・廃棄物の減量、分別、適正排出、リサイクルの推進に努めます。
  - ・従業員への環境教育を実施し、環境意識の向上に努めます。
  - ・クールビズ、ウォームビズ、エコドライブなどを奨励します。
  - ・地域の環境保全活動に積極的に参加協力します。
  - ・事業所内の環境マネジメントシステムの導入に努めます。

### 第1次産業

- 農業
  - ・農地の適正管理のため、担い手の育成に努めます
  - ・農業と環境の係わりを理解し、農業生産活動における環境負荷の軽減に努めます。
  - ・地域ぐるみで農村の豊かな自然環境や地域資源の保全に努めます。
- 林業
  - ・地域材、間伐材の利用を推進します。
  - ・適切な森林施業のため、森林管理の担い手の育成に努めます。
  - ・貴重な動植物が分布する場所の保全に協力します。
- 漁業
  - ・漁船に係するものによる海洋汚染の防止に努めます。
  - ・海岸や港湾の美観の維持・向上に努めます。
  - ・海岸漂着物対策として、漂着物回収や啓発活動に協力します。

### 第2次産業

- 建設業
  - ・自然環境や景観に配慮した、土地造成や構造物、建築物の設計施工に努めます。
  - ・環境負荷の少ない工法や資材の使用に努めます。
  - ・低騒音型、低振動型、省エネ型の建設機械の導入に努めます。
  - ・建設廃棄物の発生抑制、リサイクル、適正処理に努めます。
  - ・環境保全、環境負荷の低減技術の研究開発に努めます。
- 製造業
  - ・悪臭、騒音、振動の防止対策に努めます。
  - ・事業活動における節電、省エネ、省資源を徹底します。
  - ・環境に優しい製品づくりに努めます。
  - ・事業廃棄物の発生抑制、リサイクル、適正処理に努めます。
  - ・クールビズ、ウォームビズ、エコドライブなどを奨励します。

### 第3次産業

- 電気・ガス・熱供給業
  - ・エネルギー転換効率の向上と二酸化炭素排出量の削減に努めます。
- 運輸業
  - ・低公害自動車の導入に努めます。
  - ・アイドリングストップの励行を徹底します。
- 卸売・小売
  - ・簡易包装やマイバッグ運動、ノーレジ袋運動に積極的に取り組みます。
- 観光・宿泊・飲食業
  - ・使い捨て製品は使用しないよう努めます。
  - ・廃棄物の分別やリサイクルなど適正処理に努めます。
- 廃棄物処理・リサイクル業
  - ・廃棄物は適正に処理します。
- その他のサービス業
  - ・施設の節電、節水、省エネ、省資源に努めます。
  - ・クールビズ、ウォームビズ、エコドライブなどを奨励します。

## 6 地域別の取組み

鶴岡市の自然、土地利用、市街地形成などの状況に基づき、それぞれの自然特性や社会特性に応じた環境づくりを進めるため、市域を市街地地域、平野地域、山地地域、海岸地域の4地域に区分し、特性を活かした取組みを示します。

### 市街地地域

- 事業活動における環境対策
  - ・環境負荷の低減
  - ・低公害自動車の導入
  - ・省エネ、節電等
  - ・廃棄物の減量等
- 市民・事業者と一体となった活動の展開
  - ・市民一斉清掃、クリーン作戦等への参加
  - ・ノーレジ袋、マイバッグ持参運動の推進
- 景観・緑地等に配慮した環境対策
  - ・歴史的、文化的景観の保存
  - ・良好な街並景観の保存
- 動物の生活環境被害対策
  - ・ごみステーションの管理指導の徹底
  - ・鶴岡公園周辺のカラス被害対策の実施
  - ・犬猫の糞害に対する飼主の意識啓発

### 平野地域

- 農地と田園風景の保全
  - ・優良農地の保全
  - ・耕作放棄地の利用
- 環境保全型農業の推進
  - ・減農薬栽培、有機農法の推進
- 有害鳥獣対策
  - ・カラス等有害鳥獣の個体数調整の実施
- 水質汚濁・大気汚染対策
  - ・「油漏れ注意」「野焼き禁止」の周知徹底
- 事業活動における環境対策
  - ・環境負荷の低減
  - ・低公害自動車の導入
  - ・省エネ、節電等
  - ・廃棄物の減量等
- 家畜糞尿・堆肥などの環境対策
  - ・家畜糞尿の適正処理
- 不法投棄対策
  - ・パトロールの強化
  - ・看板の設置
- 河川・湖沼・湿地の保全
  - ・生態系の維持
  - ・生物の生息環境の保全
  - ・外来種の移入防止
  - ・農薬の適正使用
- 砂利採取等の環境対策
  - ・事業者への指導
  - ・環境保全協定の遵守

### 山地地域

- 森林の保全
  - ・林業の振興
  - ・自然林の保護
- 景観等に配慮した環境対策
  - ・景勝スポットなどの整備
  - ・天然記念物などの保存
- 自然災害対策
  - ・治水のための森林の保全
- 生息生物の保護
  - ・生物の保護と生息環境の保全
  - ・環境負荷の低減
  - ・絶滅危惧種の保護
- 不法投棄対策
  - ・パトロールの強化
  - ・看板の設置
- 有害鳥獣対策
  - ・サルなどの被害対策の実施
- 砂利採取等の環境対策
  - ・事業者への指導
  - ・環境保全協定の遵守

### 海岸地域

- 庄内浜の保全
  - ・漂着ごみの撤去
  - ・飛び砂対策の実施
  - ・ポイ捨て禁止看板の設置
- 自然とのふれあいの場の確保
  - ・海水浴場の充実
  - ・水族館の活用
- 景観等に配慮した環境対策
  - ・景勝スポットの整備
  - ・ごみの持ち帰り、不法投棄禁止
- 松林の保全
  - ・松林の保護、保全
  - ・松林の植栽と育成
- 海域の保全
  - ・山の森づくりの推進
  - ・環境負荷の低減
  - ・環境教育の場としての活用



# 7 計画の推進

計画を効率的かつ効果的に推進していくためには、主体である市民、事業者、市が三位一体となって連携協力して取り組んでいく必要があります。さらに、計画を実効性のあるものにするため、取組みの進捗状況などについて定期的な把握と点検を目的とした進行管理を行います。これは、環境マネジメントシステムの考え方に基づき、Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検）、Action（改善）を繰り返すことで、継続的に改善を行っていきます。

## □ 計画の推進体制図

